

(1)住民サービスの向上や利便性の向上、施設利用の促進等を図るため、6団体(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)の利用者については、下記のスポーツ施設等において、施設所在住民と同料金で利用可能な運用を実施している(H25.4月～)

関係団体の企画部門により構成された「広域連携に係る研究会」において、広域連携により経費の削減や住民サービスの向上につながるものを抽出し、実施に向けた検討・協議を行う。

相互利用対象のスポーツ施設__抜粋

名称	住所	電話番号
総合スポーツ公園	富田林市大字佐備2467-1	0721-35-2121
市民総合体育館	富田林市美山台4番1号	0721-24-2265
赤峰市民広場	河内長野市小山田町379-1	0721-65-0121
総合体育館	河内長野市大師町25-1	0721-65-0121
市民総合グラウンド	大阪狭山市山本東443番地	072-367-3937
総合体育館	大阪狭山市池之原4丁目248番地	072-365-5250
総合スポーツ公園グラウンド	南河内郡太子町大字山田1221	0721-98-5344
総合スポーツ公園総合体育館	南河内郡太子町大字山田1221	0721-98-5344
総合運動場多目的運動広場	河南町さくら坂5丁目1番	0721-93-8866
総合体育館	河南町大字寺田580番地	0721-93-8866
村民運動場	千早赤阪村大字東阪117番地5	0721-72-7183
千早赤阪村B&G海洋センター	千早赤阪村大字東阪255番地の1	0721-72-7183

その他テニスコート、球技場等
含めた**全36施設**が対象

(参考1)相互利用対象のスポーツ施設__全体

施設区分	名称	住所	電話番号	施設区分	名称	住所	電話番号	
グラウンド	総合スポーツ公園多目的競技場	富田林市大字佐備2467-1	0721-35-2121	テニスコート	総合スポーツ公園テニスコート	南河内郡太子町大字山田1221	0721-98-5344	
	大師総合運動場	河内長野市大師町885-2	0721-65-0121		テニスコート	河南町大字白木1308番地の1	0721-93-8866	
	下里総合運動場	河内長野市下里町892-3	0721-65-0121		テニスコート	千早赤阪村大字東阪121番地1	0721-72-7183	
	赤峰市民広場	河内長野市小山田町379-1	0721-65-0121	体育館	市民総合体育館	富田林市美山台4番1号	0721-24-2265	
	市民総合グラウンド	大阪狭山市山本東443番地	072-367-3937		総合体育館	河内長野市大師町25-1	0721-65-0121	
	ふれあいスポーツ広場	大阪狭山市茱萸木4丁目88番地の315	072-368-2081		総合体育館	大阪狭山市池之原4丁目248番地	072-365-5250	
	総合スポーツ公園グラウンド	南河内郡太子町大字山田1221	0721-98-5344		池尻体育館	大阪狭山市池尻中3丁目639番地の11	072-365-7303	
	総合運動場多目的運動広場	河南町さくら坂5丁目1番	0721-93-8866		総合スポーツ公園総合体育館	南河内郡太子町大字山田1221	0721-98-5344	
	村民運動場	千早赤阪村大字東阪117番地5	0721-72-7183		総合体育館	河南町大字寺田580番地	0721-93-8866	
			千早赤阪村B&G海洋センター		千早赤阪村大字東阪255番地の1	0721-72-7183		
			球技場		総合スポーツ公園野球場(富田林パファローズスタジアム)	富田林市大字佐備2467-1	0721-35-2121	
				寺ヶ池公園野球場	河内長野市千代田台町19-1	0721-65-0121		
				野球場	大阪狭山市池之原4丁目248番地	072-365-5250		
テニスコート	総合スポーツ公園テニスコート	富田林市大字佐備2467-1	0721-35-2121	球技場	総合運動場野球場	河南町さくら坂5丁目1番	0721-93-8866	
	中野テニスコート	富田林市中野町西一丁目391番地外	0721-24-2265		その他	総合スポーツ公園ゲートボール場	富田林市大字佐備2467-1	0721-35-2121
	津々山台第2テニスコート	富田林市津々山台4丁目73番	0721-24-2265			岩湧野外活動広場	河内長野市加賀田3822-1	0721-65-0121
	寺ヶ池公園庭球場	河内長野市千代田台町826-1	0721-65-0121	武道館		河内長野市西代町904-1	0721-65-0121	
	大師庭球場	河内長野市大師町85-518	0721-65-0121	グラウンド・ゴルフ場		河南町大字寺田553番地の1	0721-93-8866	
	荘園庭球場	河内長野市小山田町2649-564	0721-65-0121					
	大野テニスコート	大阪狭山市大野中337番地	072-366-3309					
	山本テニスコート	大阪狭山市山本東443番地	072-367-3937					
市民ふれあいの里スポーツ広場	大阪狭山市東野東1丁目32番地の2	072-366-1616						

i) 利用申込のフロー (富田林市の場合)

① 利用登録 市民総合体育館、青少年スポーツホール、総合スポーツ公園の窓口で「オーパス(スポーツ施設情報システム)」の 利用登録 をする。 ※スライド4に様式あり
 →登録内容により、居住区分(市内/市外)を決定



② 利用申込 利用希望のスポーツ施設・利用希望日を決め、上記3施設の窓口への来所 or オーパスを使用したインターネット経由での 利用申込 をする。



先着順の場合 → 予約可能日に確認 → 利用申請
 抽選の場合 → 予約可能日の確認 → 抽選申込 → 抽選結果を確認後、当選日について利用申請

③ 利用

ii) 市内登録と市外登録 (※対象施設により申込開始時期が異なります。)

	市内利用者	市外利用者 (6団体)	市外利用者 (6団体以外)
無料施設の 利用申込	○	×	×
有料施設の 利用申込	○	○	○
先着順申込施設の 申込開始時期	利用日3か月前の1日～ もしくは 3か月前の12日分～ もしくは 2か月前の1日～	利用日2か月前の同日分～ もしくは 1か月前の同日分～	利用日2か月前の同日分～ もしくは 1か月前の同日分～
利用料金	所定の料金	所定の料金 (市内利用者と同じ)	所定の料金の2～3倍

スポーツ施設の団体間相互利用について

(参考2)スポーツ施設情報システム利用者登録申請書

様式第1号 (第5条関係)

利用者登録番号																				
年 月 日																				
富田林市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書																				
富田林市長 様																				
富田林市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則の趣旨を理解し、かつ、同規則を遵守し、次のとおり同規則第4条の規定に基づき、富田林市スポーツ施設情報システムへの利用者登録を申請します。																				
また、富田林市預金口座振替依頼書は、別途金融機関に速やかに提出します。																				
フリガナ																				
団体名 (個人の場合は、記入不要)																				
フリガナ																				
氏名 (団体の場合は、代表者名を記入)																				
住所	〒																			
生年月日							年				月				日	性別	男・女			
電話番号						主な利用種目														
登録区分	1 個人 2 団体					団体構成人数					名									
料金区分	1 富田林市内 2 近隣5市町村 3 その他																			
勤務する事務所若しくは事業所 又は通学する学校										(名称)										
(所在地)										(電話番号)										
暗証番号 (数字4桁)					備考															
パスワード (半角英数字 8~16文字)																				

(指定預金口座記入欄) 預金口座振替依頼書に記入された内容を、下記にも記入してください。

金融機関名											支店名																	
預金種目	1 普通 2 当座										口座番号 (右詰め)																	
口座 名義人	住所																											
	フリガナ																											
氏名										電話番号 ()																		

※裏面もご確認ください。

(参考3)利用者登録(団体登録)「構成員表」

利用者登録(団体登録)「構成員表」

年 月 日

団体名																				
代表者名																				
NO	氏名	年齢	住所 (勤務する事務所等又は通学する学校の所在地)	備考 (事業所・学校名等)																
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				

※構成員がこれ以上の場合、用紙をコピーして記入ください。

(2)スポーツ施設の予約状況の確認・利用申込について、6団体共通の予約システムを導入(H27.1月～)

i)必要経費 (富田林市の場合)

各種使用料の契約は各団体毎に実施。

(利用者)
窓口にわざわざ行かなくても空き状況の確認や予約ができて便利!

(市町村)
(予約の利便性が高まり)施設の予約率、稼働率が高まった。

・オーパスライセンス使用料 162,900円/月

・回線使用料 27,510円/月

(内訳) 6,770円/月×3か所(市民総合体育館、青少年スポーツホール、総合スポーツ公園)
7,200円/月×1か所(市事務局)

ii)対象施設 (富田林市の場合)

有料施設

市民総合体育館、津々山台第2テニスコート、中野テニスコート、総合スポーツ公園

無料施設

青少年スポーツホール、金剛東テニスコート、津々山台テニスコート、金剛テニスコート、石川河川敷錦織多目的運動広場、金剛東グラウンド、金剛中央グラウンド、石川河川敷グラウンド(喜志プール横、喜志、若松東、石川、川西、西板持)、津々山台ゲートボール場、石川河川敷川西グラウンドゴルフ場